第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

法人単位貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

（単位：円）

資産の部			
	当年度末	前年度末	増　減
流動資産	1,201,577,607	823,837,076	377,740,531
現金預金	974,714,873	660,713,048	314,001,825
事業未収金	152,818,676	143,037,654	9,781,022
未収補助金	70,156,800	15,636,576	54,520,224
立替金	1,794,058	1,334,688	459,370
前払費用	2,093,200	3,115,110	-1,021,910
固定資産	1,581,987,479	1,289,129,373	292,858,106
基本財産	1,162,022,224	1,195,608,133	-33,585,909
建物	1,162,022,224	1,195,608,133	-33,585,909
その他の固定資産	419,965,255	93,521,240	326,444,015
建物	21,398,124	22,314,849	-916,725
構築物	14,561,675	13,794,646	767,029
車輌運搬具	3,167,305	3,340,848	-173,543
器具及び備品	14,767,872	11,937,982	2,829,890
建設仮勘定	316,326,000	0	316,326,000
有形リース資産	6,457,800	8,106,600	-1,648,800
ソフトウェア	9,197,170	11,410,520	-2,213,350
無形リース資産	7,434,240	0	7,434,240
修繕費積立資産	6,000,000	6,000,000	0
差入保証金	18,835,840	15,454,025	3,381,815
その他の固定資産	1,819,229	1,161,770	657,459
資産の部合計	2,783,565,086	2,112,966,449	670,598,637

負債の部			
	当年度末	前年度末	増　減
流動負債	95,805,453	104,679,647	-8,874,194
事業未払金	17,914,563	28,862,366	-10,947,803
1年以内返済予定設備資金借入金	39,600,000	39,600,000	0
1年以内返済予定リース債務	3,507,360	1,511,400	1,995,960
未払費用	8,655,375	8,878,253	-222,878
預り金	21,188	28,248	-7,060
職員預り金	4,366,967	3,218,380	1,148,587
賞与引当金	21,740,000	22,581,000	-841,000
固定負債	1,075,180,680	610,991,200	464,189,480
設備資金借入金	1,064,796,000	604,396,000	460,400,000
リース債務	10,384,680	6,595,200	3,789,480
負債の部合計	1,170,986,133	715,670,847	455,315,286
純資産の部			
基本金	179,050,000	179,050,000	0
1号基本金	121,050,000	121,050,000	0
3号基本金	58,000,000	58,000,000	0
国庫補助金等特別積立金	238,328,198	248,772,347	-10,444,149
国庫補助金等特別積立金	238,328,198	248,772,347	-10,444,149
その他の積立金	6,000,000	6,000,000	0
修繕費積立金	6,000,000	6,000,000	0
次期繰越活動増減差額	1,189,200,755	963,473,255	225,727,500
次期繰越活動増減差額	1,189,200,755	963,473,255	225,727,500
（うち当期活動増減差額）	225,727,500	143,148,438	82,579,062
純資産の部合計	1,612,578,953	1,397,295,602	215,283,351
負債及び純資産の部合計	2,783,565,086	2,112,966,449	670,598,637

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）

法人単位事業活動計算書

（自）令和 4年 4月 1日（至）令和 5年 3月31日

（単位：円）

勘定科目			当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	1,001,732,267	974,660,995	27,071,272
		経常経費寄附金収益	1,380,350	737,500	642,850
		サービス活動収益計(1)	1,003,112,617	975,398,495	27,714,122
	費用	人件費	590,259,721	593,901,807	-3,642,086
		事業費	129,184,711	114,541,532	14,643,179
		事務費	111,270,023	106,799,598	4,470,425
		減価償却費	45,618,861	49,183,862	-3,565,001
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-11,601,149	-12,486,961	885,812
		サービス活動費用計(2)	864,732,167	851,939,838	12,792,329
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		138,380,450	123,458,657	14,921,793
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	4,789	2,686	2,103
		その他のサービス活動外収益	24,672,165	26,168,217	-1,496,052
		サービス活動外収益計(4)	24,676,954	26,170,903	-1,493,949
	費用	支払利息	5,272,183	3,782,632	1,489,551
		その他のサービス活動外費用	2,214,521	2,564,410	-349,889
		サービス活動外費用計(5)	7,486,704	6,347,042	1,139,662
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		17,190,250	19,823,861	-2,633,611
経常増減差額(7)=(3)+(6)			155,570,700	143,282,518	12,288,182
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	71,313,800	13,103,000	58,210,800
		特別収益計(8)	71,313,800	13,103,000	58,210,800
	費用	国庫補助金等特別積立金積立額	1,157,000	13,103,000	-11,946,000
		その他の特別損失		134,080	-134,080
		特別費用計(9)	1,157,000	13,237,080	-12,080,080
	特別増減差額(10)=(8)-(9)		70,156,800	-134,080	70,290,880
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			225,727,500	143,148,438	82,579,062
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		963,473,255	820,324,817	143,148,438
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		1,189,200,755	963,473,255	225,727,500
	基本金取崩額(14)				
	その他の積立金取崩額(15)				
	その他の積立金積立額(16)				
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		1,189,200,755	963,473,255	225,727,500

第一号第一様式（第十七条第四項関係）

法人単位資金収支計算書

（自）令和 4年 4月 1日（至）令和 5年 3月31日

（単位：円）

勘定科目			予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入	997,394,104	1,001,732,267	-4,338,163
		経常経費寄附金収入	351,000	1,380,350	-1,029,350
		受取利息配当金収入	1,780	4,789	-3,009
		その他の収入	2,139,553	24,672,165	-22,532,612
		事業活動収入計(1)	999,886,437	1,027,789,571	-27,903,134
	支出	人件費支出	572,469,210	591,100,721	-18,631,511
		事業費支出	125,935,341	129,184,711	-3,249,370
		事務費支出	106,581,082	111,270,023	-4,688,941
		支払利息支出	4,127,412	5,272,183	-1,144,771
		その他の支出	1,589,322	2,214,521	-625,199
		事業活動支出計(2)	810,702,367	839,042,159	-28,339,792
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		189,184,070	188,747,412	436,658
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入		71,313,800	-71,313,800
		設備資金借入金収入	500,000,000	500,000,000	
		その他の施設整備等による収入		165,000	-165,000
		施設整備等収入計(4)	500,000,000	571,478,800	-71,478,800
	支出	設備資金借入金元金償還支出	39,709,000	39,600,000	109,000
		固定資産取得支出	324,920,000	325,802,352	-882,352
		ファイナンス・リース債務の返済支出		3,507,360	-3,507,360
		その他の施設整備等による支出	3,452,000	3,546,815	-94,815
		施設整備等支出計(5)	368,081,000	372,456,527	-4,375,527
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		131,919,000	199,022,273	-67,103,273
その他の活動による収支	収入				
		その他の活動収入計(7)			
	支出				
		その他の活動支出計(8)			
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)				
予備費支出(10)				—	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			321,103,070	387,769,685	-66,666,615

前期末支払資金残高(12)	419,884,525	782,849,829	-362,965,304
当期末支払資金残高(11)+(12)	740,987,595	1,170,619,514	-429,631,919

別紙1

現況報告書（令和5年4月1日現在）

1．法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
34 広島県	207 福山市	34207	9240005012504	01 一般法人	01 運営中

(7)法人の名称	社会福祉法人さんよう					
(8)主たる事務所の住所	広島県	福山市	草戸町五丁目８番２４号			
(9)主たる事務所の電話番号	084-921-0088	(10)主たる事務所のＦＡＸ番号	084-928-9988	(11)従たる事務所の有無	2 無	
(12)従たる事務所の住所						
(13)法人のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	http://www.sanyo.or.jp/kusado/		(14)法人のﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	syafuku_sanyo@sanyo.or.jp		
(15)法人の設立認可年月日	平成23年7月7日	(16)法人の設立登記年月日	平成23年7月8日			

2．当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)（円）	0

(3-1)評議員の氏名 (3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5) 他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
枝廣 稔	R3.6.25 ～ 2024年会計年度に関する定時評議員会の終結時まで			1
倉田 秀孝	R3.6.25 ～ 2024年会計年度に関する定時評議員会の終結時まで			1
坂本 愛子	R3.6.25 ～ 2024年会計年度に関する定時評議員会の終結時まで			1
藤井 監朗	R3.6.25 ～ 2024年会計年度に関する定時評議員会の終結時まで			1
藤本 雄三	R3.6.25 ～ 2024年会計年度に関する定時評議員会の終結時まで			1
渡辺 純治	R3.6.25 ～ 2024年会計年度に関する定時評議員会の終結時まで			1
若井 久夫	R3.6.25 ～ 2024年会計年度に関する定時評議員会の終結時まで			1

3．当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)（円）	6,020,000	2 特例無

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注) (3-8)理事の任期	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤 (3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況 (3-13)前会計年度における理事会への出席回数
辰川 和美	1 理事長 R3.6.25 ～ 2022年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで	平成23年7月12日	1 常勤 1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	令和3年6月25日		1 有		5
酒田 喜代恵	3 その他理事 R3.6.25 ～ 2022年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで		2 非常勤 2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	令和3年6月25日		2 無		5
齋藤 理美子	3 その他理事 R3.6.25 ～ 2022年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで		2 非常勤 1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	令和3年6月25日		1 有		5
髙杉 清志	3 その他理事 R3.6.25 ～ 2022年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで		2 非常勤 2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	令和3年6月25日		2 無		5
田口 繁則	3 その他理事 R3.6.25 ～ 2022年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで		2 非常勤 3 施設の管理者	令和3年6月25日		2 無		5
藤井 孝紀	3 その他理事 R3.6.25 ～ 2022年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで		2 非常勤 3 施設の管理者	令和3年6月25日		2 無		5

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4．当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)（円）	50,000

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業 (3-4)監事の任期	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況 (3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日 (3-7)前会計年度における理事会への出席回数
勝岡 正剛	R3.6.25 ～ 2022年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで	6 財務管理に識見を有する者（その他）	令和3年6月25日 5
小野 隆平	R3.6.25 ～ 2022年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで	3 社会福祉事業に識見を有する者（その他）	令和3年6月25日 5

5．前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）

6．当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	2	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	145	②常勤兼務者の実数	1	③非常勤者の実数	43
		常勤換算数	1.0	常勤換算数	26.8

7．前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
令和4年6月23日	7	0	0	0	・2021年度事業報告及び計算書類並びに附属明細書及び財産目録承認の件 ・社会福祉充実残額報告の件

(4)うち開催を省略した回数	1

8．前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和4年4月15日	6	2	・理事会決議省略について ・仮称：特別養護老人ホームひかりの建築設計・監理業務の委託契約について ・理事長業務執行状況報告について ・各種規程変更承認について
令和4年6月9日	6	2	・2021年度事業報告及び計算書類並びに附属明細書及び財産目録承認の件 ・2021年度社会福祉充実残額報告の件 ・定時評議員会召集の件
令和4年10月7日	6	2	・仮称：特別養護老人ホームひかりの新築工事について ・正職員就業規則一部改正(案)の件 ・正職員給与規程一部改正(案)の件
令和4年11月5日	6	2	・仮称：特別養護老人ホームひかりの新築工事に係る資金の借入について ・正職員給与規程一部改正(案)について ・育児休業規定一部改正(案)について
令和5年3月27日	6	2	・2022年度補正予算(案)の件 ・2023年度事業計画(案)の件 ・2023年度当初予算(案)の件 ・理事長業務執行状況報告について ・各種規程変更について ・新役員候補者承認の件

(4)うち開催を省略した回数	4

9．前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	勝岡　正剛 小野　隆平
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特記事項なし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	なし

10．前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	

１１．前会計年度における事業等の概要 － (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称				
		③事業所の所在地		④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月）利用者延べ総数（人／年）
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）						
		ア 建設費	（ア）建設年月日	（イ）自己資金額（円）	（ウ）補助金額（円）	（エ）借入金額（円）	（オ）建設費合計額（円）	ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	（ア）－１修繕年月日（１回目）	（ア）－２修繕年月日（２回目）	（ア）－３修繕年月日（３回目）	（ア）－４修繕年月日（４回目）	（ア）－5修繕年月日（５回目）	（イ）修繕費合計額（円）
001	特別養護老人ホームくさど	01030201	特別養護老人ホーム（地域密着型）	特別養護老人ホームくさど				
		広島県	福山市	2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成24年4月1日	29	10,355
		ア建設費						
		イ大規模修繕						
001	特別養護老人ホームくさど	02120401	老人短期入所事業（短期入所生活介護）	ショートステイくさど				
		広島県	福山市	2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成24年4月1日	29	9,632
		ア建設費						
		イ大規模修繕						
001	特別養護老人ホームくさど	02120202	老人デイサービスセンター（通所介護）	デイサービスセンターくさど				
		広島県	福山市	2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成24年4月1日	40	7,775
		ア建設費						
		イ大規模修繕						
002	特別養護老人ホームしんがい	00000001	本部経理区分	法人本部				
		広島県	福山市	2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成29年5月1日	0	0
		ア建設費						
		イ大規模修繕						
002	特別養護老人ホームしんがい	01030201	特別養護老人ホーム（地域密着型）	特別養護老人ホームしんがい				
		広島県	福山市	2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成29年5月1日	29	10,513
		ア建設費						
		イ大規模修繕						
002	特別養護老人ホームしんがい	02120401	老人短期入所事業（短期入所生活介護）	ショートステイしんがい				
		広島県	福山市	2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成29年5月1日	29	9,636
		ア建設費						
		イ大規模修繕						
002	特別養護老人ホームしんがい	02120102	老人居宅介護等事業（定期-随時訪問介護）	ケアステーションしんがい				
		広島県	福山市	2 民間からの賃借等	3 自己所有	令和4年3月1日	0	0
		ア建設費						
		イ大規模修繕						
003	小規模多機能ホームつどおう家	02120501	小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能ホームつどおう家				
		広島県	福山市	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成29年6月1日	18	6,841
		ア建設費						
		イ大規模修繕						
003	小規模多機能ホームつどおう家	02120302	老人デイサービスセンター（認知症対応型）	ふぁみりえ山陽くさど				
		広島県	福山市	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成29年6月1日	24	4,618
		ア建設費						
		イ大規模修繕						
004	小規模多機能ホームのがみ	02120501	小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能ホームのがみ				
		広島県	福山市	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成30年4月1日	18	6,828
		ア建設費						
		イ大規模修繕						
004	小規模多機能ホームのがみ	06260301	（公益）居宅介護支援事業	ケアプランセンターくさど				
		広島県	福山市	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成24年4月1日	0	1,586
		ア建設費						
		イ大規模修繕						
005	グループホームおひさま	02120601	認知症対応型老人共同生活援助事業	グループホームおひさま				
		広島県	福山市	2 民間からの賃借等	3 自己所有	令和2年4月1日	18	6,450
		ア建設費						
		イ大規模修繕						
001	特別養護老人ホームくさど	06321401	（公益）その他所轄庁が認めた事業	シルバーハウジング				
		広島県	福山市	2 民間からの賃借等	3 自己所有	令和3年4月1日	0	0
		ア建設費						
		イ大規模修繕						
002	特別養護老人ホームしんがい	02120302	老人デイサービスセンター（認知症対応型）	ふぁみりえ山陽しんがい				
		広島県	福山市	2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成29年5月1日	0	0
		ア建設費						
		イ大規模修繕						

１１．前会計年度における事業等の概要 － (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称				
		③事業所の所在地		④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月）利用者延べ総数（人／年）
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）						
		ア 建設費	（ア）建設年月日	（イ）自己資金額（円）	（ウ）補助金額（円）	（エ）借入金額（円）	（オ）建設費合計額（円）	ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	（ア）－１修繕年月日（１回目）	（ア）－２修繕年月日（２回目）	（ア）－３修繕年月日（３回目）	（ア）－４修繕年月日（４回目）	（ア）－5修繕年月日（５回目）	（イ）修繕費合計額（円）

１１．前会計年度における事業等の概要　－　(3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月）利用者延べ総数（人／年）
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）								
		ア 建設費	（ア）建設年月日	（イ）自己資金額（円）	（ウ）補助金額（円）	（エ）借入金額（円）		（オ）建設費合計額（円）	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	（ア）－１修繕年月日（１回目）	（ア）－２修繕年月日（２回目）	（ア）－３修繕年月日（３回目）	（ア）－４修繕年月日（４回目）		（ア）－5修繕年月日（５回目）	（イ）修繕費合計額（円）	

１１．前会計年度における事業等の概要　－　(4)備考

11-2．地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	認知症を学ぶ会	特別養護老人ホームしんがい：地域交流室【福山市新涯町】
	・認知症に対する基礎知識講座と情報提供	
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	健康講座	特別養護老人ホームしんがい：地域交流室【福山市新涯町】
	・地域の方へ福祉教育と福祉ニーズの把握(地域ボランティアの会主催にて)	
地域における公益的な取組⑤（その他）	地域清掃	福山市新涯学区
	・地域の清掃活動(草取り、溝掃除)への参加	
地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり）	きらりルーム交流会	特別養護老人ホームしんがい：子ども広場【福山市新涯町】
	・小学校と連携し不登校の生徒の居場所作り	
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	フレイル予防塾	各サロン実地場所(公民館・交流会館等)【福山市中央区】
	・各サロン(地域活動：喫茶・体操の実施場所)で、フレイル予防の重要性についての解説や対策方法の指導	

１２．社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

（社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません）

（1）社会福祉充実残額等の総額（円）	0
（2）社会福祉充実計画における計画額（計画期間中の総額）	
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①＋②＋③）（円）	0
（3）社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①＋②＋③）（円）	0
（4）社会福祉充実計画の実施期間	～

１３．透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

⑦事業報告	1 有
⑦財産目録	1 有
⑦事業計画書	1 有
⑦第三者評価結果	3 該当なし
⑦苦情処理結果	3 該当なし
⑦監事監査結果	1 有
⑦附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	733,576,923
②施設・設備に係る公費（円）	71,313,800
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	99,610,967

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度

１４．ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用［年額］（円）	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	
②実施した改善内容	

１５．その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●　）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	

１６．社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称

社会福祉法人さんよう定款

第１章　　総　則

（目　　的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人短期入所事業の経営

（ロ）老人デイサービス事業の経営

（ハ）小規模多機能型居宅介護事業の経営

（ニ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（ホ）老人居宅介護等事業の経営

（名　　称）

第２条　この法人は、社会福祉法人さんようという。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を広島県福山市草戸町五丁目８番２４号に置く。

第２章 評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２ 評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３ 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４ 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3　評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、各年度の総額が 500,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第３章 評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 10 条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任
(2) 理事及び監事の報酬等の額
(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
(5) 定款の変更
(6) 残余財産の処分
(7) 基本財産の処分
(8) 社会福祉充実計画の承認
(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 11 条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 12 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）
第 13 条　評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

（決議）
第 14 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) 監事の解任
(2) 定款の変更
(3) その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4　第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第 15 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議長及び出席した評議員のうちから選出された評議員 2 名が、前項の議事録に署名押印する。

第 4 章　役員及び職員

（役員の定数）
第 16 条　この法人には、次の役員を置く。
（1）理事 6 名
（2）監事 2 名
2　理事のうち 1 名を理事長とする。

（役員の選任）
第 17 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第 18 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3　理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第 19 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第 20 条　理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
3　理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第 21 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第 22 条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

（職員）
第 23 条　この法人に、職員を置く。
2　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
3　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章　理事会

（構成）
第 24 条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第 25 条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長の選定及び解職

（招集）

第 26 条　理事会は、理事長が招集する。
２ 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）
第 27 条　理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

（決議）
第 28 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。
２ 第 1 項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２ 出席した理事長及び監事が、前項の議事録に署名押印する。

第６章 資産及び会計

（資産の区分）
第 30 条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の 3 種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１） 広島県福山市草戸町五丁目 1952 番地 1、1953 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根 4 階建
特別養護老人ホームくさど 1 棟
１階　６７９．３２平方メートル
２階　６１７．５４平方メートル
３階　６１７．５４平方メートル
４階　６１７．５４平方メートル
延床面積　２，５３１．９４平方メートル

（２） 広島県福山市新涯町三丁目 175 番地 1、176 番地 1、174 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根 3 階建
特別養護老人ホームしんがい 1 棟
１階　９９６．８４平方メートル
２階　１，０８０．９６平方メートル
３階　１，０８０．９６平方メートル
延床面積　３，１５８．７６平方メートル
鉄骨造陸屋根平家建

特別養護老人ホームしんがい子ども広場 1 棟
５８．３２平方メートル

（３） 広島県福山市地吹町２１５９番地１、２１５９番地１２、２１５０番地２所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建

グループホームおひさま１棟
延床面積　４８８．７２平方メートル

３ その他の財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
４ 公益事業用財産は第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
５ 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）
第31条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福山市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福山市長の承認は必要としない。
一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第32条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２ 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）
第33条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
(6) 財産目録
２ 前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
３ 第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告
(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)
第35条　この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)
第36条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)
第37条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意なければならない。

第7章　公益を目的とする事業

(種別)
第38条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
(1)居宅介護支援事業の経営
2　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章　解散

(解　　散)
第39条　この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)
第40条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章　　定款の変更

(定款の変更)
第41条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福山市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福山市長に届け出なければならない。

第１０章　公告の方法その他

（公告の方法）
第 42 条　この法人の公告は、社会福祉法人さんようの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）
第 43 条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　　則（平成 23 年 7 月 8 日設立）
この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	辰川　和美
理事	枝廣　稔
〃	松本　惠美子
〃	柿原　弘幸
〃	石原　郁朗
〃	石井　稔
監事	勝岡　正剛
〃	小野　隆平

附　　則（平成 24 年 2 月 20 日　福山市長届出）
この定款の変更は、福山市長への届出の日から施行する。

附　　則（平成 24 年 6 月 4 日　福山市長届出）
この定款の変更は、福山市長への届出の日から施行する。

附　　則（平成 29 年 2 月 23 日 福山市長認可）
この定款の変更は、福山市長の認可日にかかわらず、社会福祉法附則第 7 条第 2 項の規定により、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（平成 29 年 8 月 21 日 福山市長認可）
この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。

附　　則（令和 2 年 10 月 30 日 福山市長認可）
この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。

附　　則（令和　年　月　日 福山市長認可）
この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。

社会福祉法人さんよう役員等名簿

No.	氏名	所属	役職	備考
1	枝廣 稔		評議員	2021/6/25～
2	倉田 秀孝		評議員	2021/6/25～
3	坂本 愛子		評議員	2021/6/25～
4	藤井 哲朗		評議員	2021/6/25～
5	藤本 雄三		評議員	2021/6/25～
6	渡辺 錬治		評議員	2021/6/25～
7	若井 久夫	新涯公民館	評議員	2021/6/25～

No.	氏名	所属	役職	備考
1	辰川 和美	社会福祉法人さんよう	理事長	2021/6/25～
2	濱田 喜代恵	(有)浜田工芸社	理事	2021/6/25～
3	齋藤 理美子	医療法人辰川会	理事	2021/6/25～
4	髙杉 清志	(有)オフィスタカスギ	理事	2021/6/25～
5	田口 繁則	社会福祉法人さんよう	理事	2021/6/25～
6	藤井孝紀	社会福祉法人さんよう	理事	2021/6/25～

No.	氏名	所属	役職	備考
1	勝岡 正剛	(株)ＭＩＵＹＵＫＩ	監事	2021/6/25～
2	小野 隆平	ばらのまち法律事務所	監事	2021/6/25～

社会福祉法人さんよう

役 員 等 報 酬 規 程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人さんようの役員等に支給する報酬に関する事項で、法令または定款等に別段の定めのある事項以外についてはこの規程による。

（定義）

第2条　この規程でいう役員等とは、評議員選任解任委員会委員、評議員及び役員をいう。役員とは理事及び監事をいう。

（報酬の体系）

第３条　月額報酬は、常勤・非常勤の役員とも、役員報酬一本とし、手当等他の給与は原則として支給しない。

２　役員の通勤に要する費用は、月額報酬に含まれるものとする。

３　日額報酬は、当法人の役員等が当該会議へ出席した場合に支給する。出席に要する交通費は日額報酬に含まれるものとする。この場合交通費が日額報酬を上回る時は、役員等の費用弁償等に関する規程第３条の定めによる。ただし、月額報酬を支給される役員については、日額報酬や交通費は月額報酬に含まれるものとする。

（報酬の基準額）

第４条　月額報酬は、役位別ならびに役員の等級別に、別表１に定める額を基準とし、職務に従事している場合に各年度の総額が 30,000,000 円を超えない範囲で支給する。

２　日額報酬は別表２により、理事に対して各年度の総額が 700,000 円を超えない範囲で、監事に対しては各年度の総額が 400,000 円を超えない範囲で支給する。

（就任または退任等の場合の報酬の取り扱い）

第５条　計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず１ヶ月分を支給する。

（報酬の改定）

第６条　各役員の業績を評価して、別表１に定める役位別基準額の範囲内で、月額報酬の改定を行うことがある。

２　前項の評価・改定は原則として毎年１回、決算期の３ヶ月後までに実施する。

（支給日）

第７条　役員への月額報酬の支給日は毎月末日とする。ただし、当日が休日または土曜日の場合は、その前日とする。

（控除金）

第８条　法人は、役員に支給する報酬から源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに法人の立替金等を控除する。

（改正）

第９条　この規程を改正する必要が生じた場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日より施行する。

この規程は、平成３０年４月１日より一部改定する。

別表　１

単位：千円

役　職	常　勤	非常勤
理事長	１，０００	２００
副理事長	７５０	１５０
常務理事	５００	１００
理　事	２００	４０

※非常勤役員における支給基準は、概ね週１日以上勤務する場合とする。

別表　２

単位：千円

名　　称	日額報酬
評議員選任解任委員会 評議員会、理事会 監事監査指導　　等	10(手取り)